

● 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（令和7年4月1日～）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定に基づき、令和3年3月19日一関市告示第65号により、令和3年4月1日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務を行えます。

区分			床面積の合計（A）（※1）	手数料（円）
評価する部分及び基準				
住宅部分	戸建住宅等	標準計算	A < 200 m <sup>2</sup>	35,000
			200 m <sup>2</sup> ≤ A	40,000
		仕様・計算併用	A < 200 m <sup>2</sup>	26,000
			200 m <sup>2</sup> ≤ A	29,000
	共同住宅等	標準計算	A < 300 m <sup>2</sup>	71,000
			300 m <sup>2</sup> = A	119,000
		仕様・計算併用	A < 300 m <sup>2</sup>	53,000
			300 m <sup>2</sup> = A	89,000
非住宅部分 （工場等（※2）を除く）	標準入力法	A < 300 m <sup>2</sup>	235,000	
		300 m <sup>2</sup> = A	295,000	
	モデル建物法	A < 300 m <sup>2</sup>	90,000	
		300 m <sup>2</sup> = A	115,000	
非住宅部分 （工場等（※2））	標準入力法	A < 300 m <sup>2</sup>	24,000	
		300 m <sup>2</sup> = A	32,000	
	モデル建物法	A < 300 m <sup>2</sup>	20,000	
		300 m <sup>2</sup> = A	27,000	
住宅・非住宅複合建築物			住宅・非住宅 合算	

※1 床面積：建築基準法上の床面積から開放部分を除いた床面積（施行令第4条第1号に規定）

※2 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する部分

(1) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

計画変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積

(2) 計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料

変更に係る適合性判定と同様に床面積算定を行い、上記の表から算定する。